

首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

(平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月23日最終改定)

救助・救急、消火等

- ◎広域応援部隊の派遣規模(最大値)
 - 1都3県以外の43道府県の警察・消防・自衛隊の派遣(最大値)
 - ・警察:約1.4万人
 - ・消防:約2.1万人
 - ・自衛隊:約11万人(※) 等
 - ※1都3県に所在する部隊を含む。
 - 応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣:約1,940人
 - ◎航空機約320機、船舶約240隻

医療

- ◎DMAT(登録数1,754チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与
- ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等)
- ◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送

物資

- ◎発災後4~7日に必要な物資を調達し、被災都県の拠点へ輸送
 - ・飲料水:23万m³(1~7日)
 - ・食料:5,300万食
 - ・毛布:16万枚
 - ・乳児用粉(液体)ミルク:20t
 - ・大人/乳幼児おむつ:416万枚
 - ・簡易トイレ等:3,200万回分
 - ・トイレットペーパー:318万巻
 - ・生理用品:489万枚

燃料、電力・ガス、通信

【燃料】

- ◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給

【電力・ガス】

- ◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給

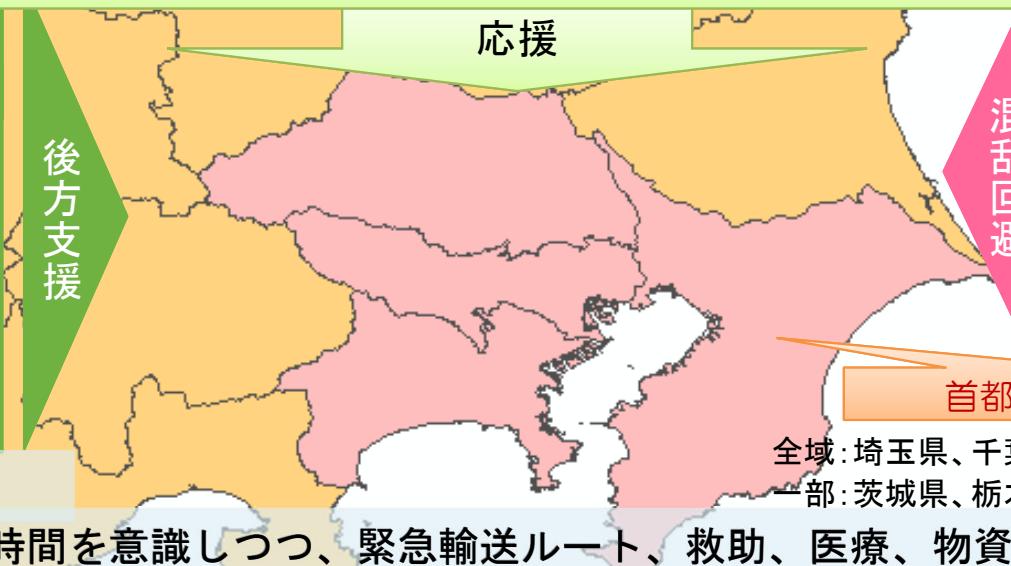
【通信】

- ◎重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による通信の臨時確保

国は、緊急災害対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)

緊急輸送ルート、防災拠点

- ◎人員・物資の「緊急輸送ルート」を設定、発災時に早期通行確保
- ◎各活動のための「防災拠点」を分野毎に設定、発災時に早期に確保



帰宅困難者

- ◎一斉帰宅の抑制に向けた呼びかけや施設内等における待機
- ◎一時滞在施設等の活用
- ◎帰宅困難者への適切な情報提供

【本具体計画のポイント】

- ①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定
- ②1都3県における巨大過密都市を襲う膨大な被害の様相を踏まえた対応を反映
(例:深刻な道路交通麻痺に対応するための道路啓閉及び滞留車両の排除や交通規制、救助活動拠点の明確化、膨大な傷病者に対応するため「災害拠点病院」機能の最大限の活用、帰宅困難者対応等)

全域:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
一部:茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県

具体計画の位置づけ

- 首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第4条に規定する「首都直下地震緊急対策推進基本計画」に基づき、首都直下地震の発生時の各防災関係機関が行う応急対策活動の具体的な内容を定める計画
- 切迫性の高いマグニチュード7クラスの首都直下地震を想定して策定
- 具体的な活動内容、緊急輸送ルート、各防災拠点等については、中央防災会議被害想定がその対象とした都心南部直下地震を想定して定めている。
- 都心南部直下地震以外のケースにおいても本計画で定める活動内容により、また、緊急輸送ルート、各防災拠点等の全部又は一部を適用して対応。

首都直下地震緊急対策推進基本計画(抜粋 具体計画関連) (平成27年3月31日変更閣議決定)

7 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

③円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

ア 一人でも多くの命を救うための防災関係機関相互の連携による災害応急体制の整備(抜粋)

首都直下地震が発生した場合、広域かつ甚大な被害の発生が想定され、国の各行政機関を始めとする防災関係機関の役割分担と活動内容について、具体的に定めておくことが必要不可欠である。このため、国は、防災基本計画のほか、東京都及び首都圏各県、指定公共機関等と連携して、首都直下地震が発生した場合に、各防災関係機関が直ちに活動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施するため、各防災関係機関の実施すべき災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画(以下「具体計画」という。)を作成し、国と地方公共団体等が一体的に災害応急対策を実施できる体制を綿密に構築しておくものとする。

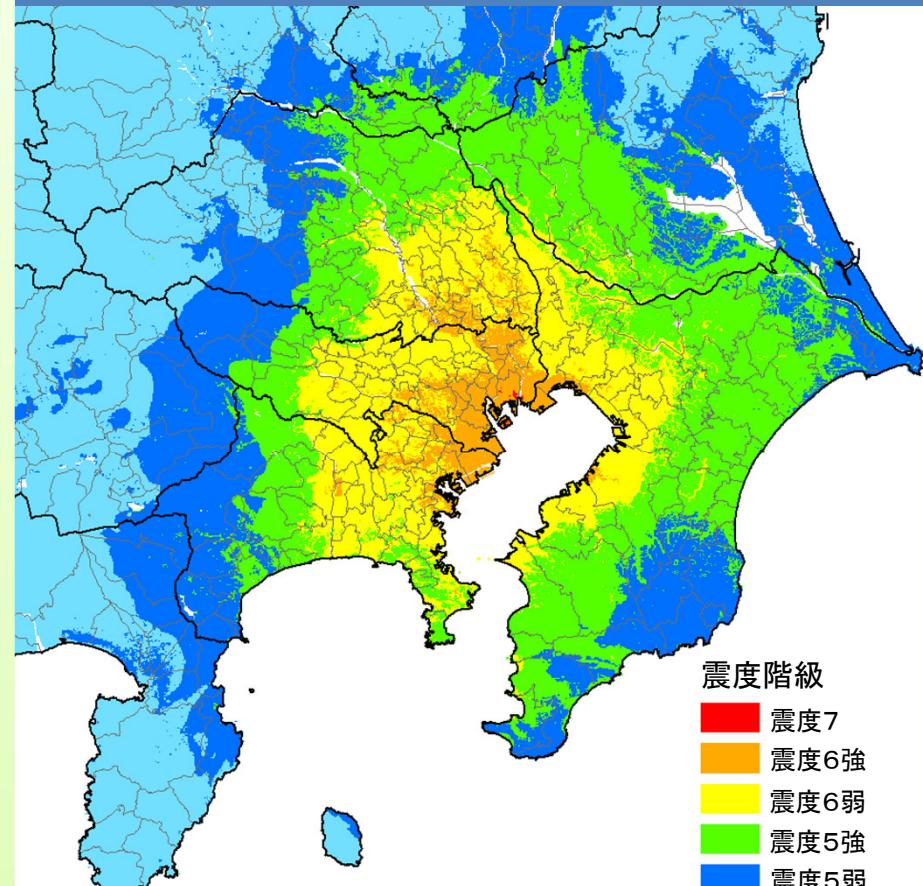
具体計画に基づき初動対応を行う目安

- (1) 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下これらを総称して「防災関係機関」という。）は、**東京23区において、震度6強以上の震度が観測された場合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始する。**

- (2) ただし、東京23区において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、**1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において、相当程度の被害が生じていると見込まれる場合には、防災関係機関は、判明した状況に応じて、本計画を適宜修正しながら災害応急対策活動を開始する。**

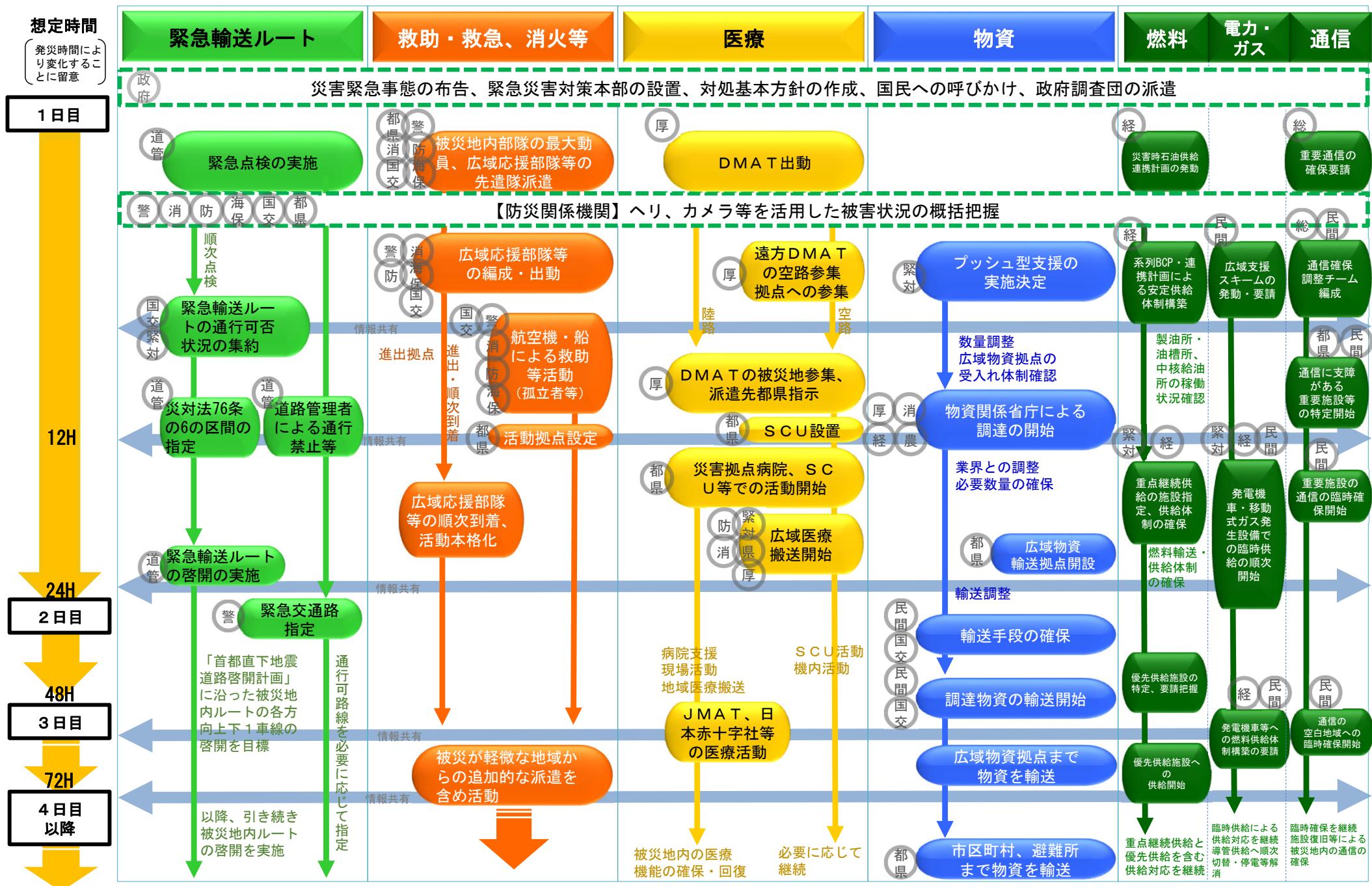
- (3) 上記（1）又は（2）に該当する地震が発生した後、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成15年11月21日閣議決定）」に基づき内閣危機管理監が参集させる緊急参集チームにおいて、防災関係機関が具体計画に基づく行動を開始していることを確認する。

具体計画が想定する首都直下地震(都心南部直下地震)



全壊・焼失家屋	：最大 約 61万棟
- 死者	：最大 約 2.3万人
- 要救助者	：最大 約 7.2万人
- 避難者	：最大 約 720万人
- 帰宅困難者数	：最大 約 800万人

首都直下地震における各活動の想定されるタイムライン（イメージ）



上記タイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

趣旨・概要

- 緊急輸送ルート計画は、被害が甚大な被災地域へ到達するためのアクセス確保が全ての災害応急対策活動の基礎であることに鑑み、発災直後から全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、**あらかじめ、通行を確保すべき道路を定めるもの。**
- これにより、発災後、緊急輸送ルートの通行を最優先に確保するため、**通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、交通規制等**の通行確保のための活動を実施

【緊急輸送ルートに対する発災時の措置】

**深刻な道路交通麻痺に対応するため
関係機関が連携して緊急輸送ルート
の確保に向けた活動を実施**

- 政府・被災都県は、国民に対して一般車両の通行禁止等について協力を要請
- 各道路管理者は、緊急点検を実施し、通行可否情報を集約、緊急災害対策本部・政府現地対策本部は、関係機関と緊急輸送ルートの確保に係る情報共有・総合調整を実施
- 各道路管理者は、道路啓開や滞留車両の移動などを実施し、緊急通行車両の通行を確保
- 被災都県警察は都心部への車両の流入規制や一般車両の通行を禁止するなど必要な交通規制を実施
都県公安委員会は、必要に応じて緊急交通路を指定
- 地震被害により道路が寸断され陸路による移動や輸送が困難な場合に河川や港湾の活用を検討

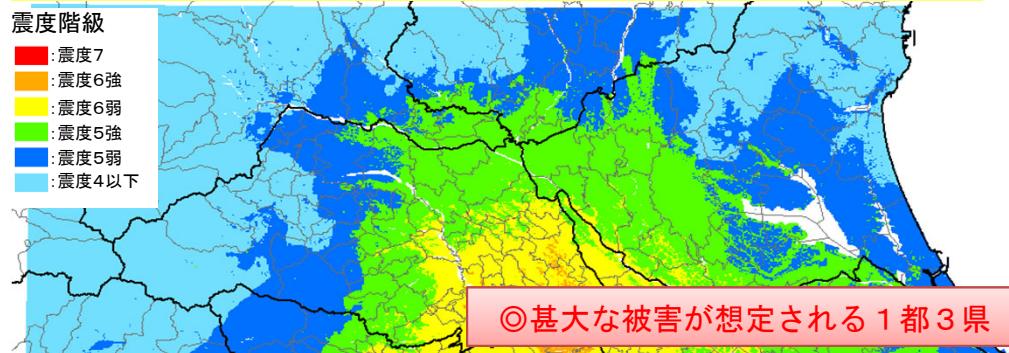
【緊急輸送ルート計画の考え方】



趣旨・概要

○首都直下地震による甚大な被害に対して、発災直後から、1都3県の警察・消防は最大限の動員をするとともに、被災管内の国土交通省TEC-FORCEを最大限動員する。また、被害が甚大な地域に対して、全国から最大勢力の警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊及び国土交通省TEC-FORCE（以下「広域応援部隊」という。）を可能な限り早く的確に投入するための初動期における派遣方針と具体的な手順等を定めるもの。

【派遣方針】



全国から最大勢力の広域応援部隊を投入（最大値）

- 1都3県以外の警察・消防・自衛隊の派遣
 - 警察：約1.4万人
 - 消防：約2.1万人
 - 自衛隊：約11万人（※）
 ※1都3県に所在する部隊を含む。
- 応援地方整備局等管内の国土交通省TEC-FORCEの派遣：約1,940人

- 活用する航空機、艦船・船舶
 - 航空機約320機
 - 艦船・船舶約240隻

※警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省の調整により運用する航空機、艦船・船舶の数
多数の航空機による輻輳等が危惧されるため、内閣府防災が関係省庁や関係団体との合意を経て「首都直下地震時における救援航空機等の安全対策マニュアル」を策定

【広域応援部隊の派遣手順】

- 広域応援部隊の出動を迅速に決定
- 進出拠点に速やかに進出、被害状況を踏まえた派遣先の決定
- 1都3県での救助・消火活動
 - 甚大な被害が発生する1都3県に広域応援部隊が集中するため、救助活動拠点及び航空機用救助活動拠点の候補地をあらかじめ明確化
救助活動拠点：約250ヶ所 航空機用救助活動拠点：約90ヶ所
 - 部隊間の円滑な調整の仕組み（各本部レベルでの活動調整会議、現場での合同調整所等）を明確化

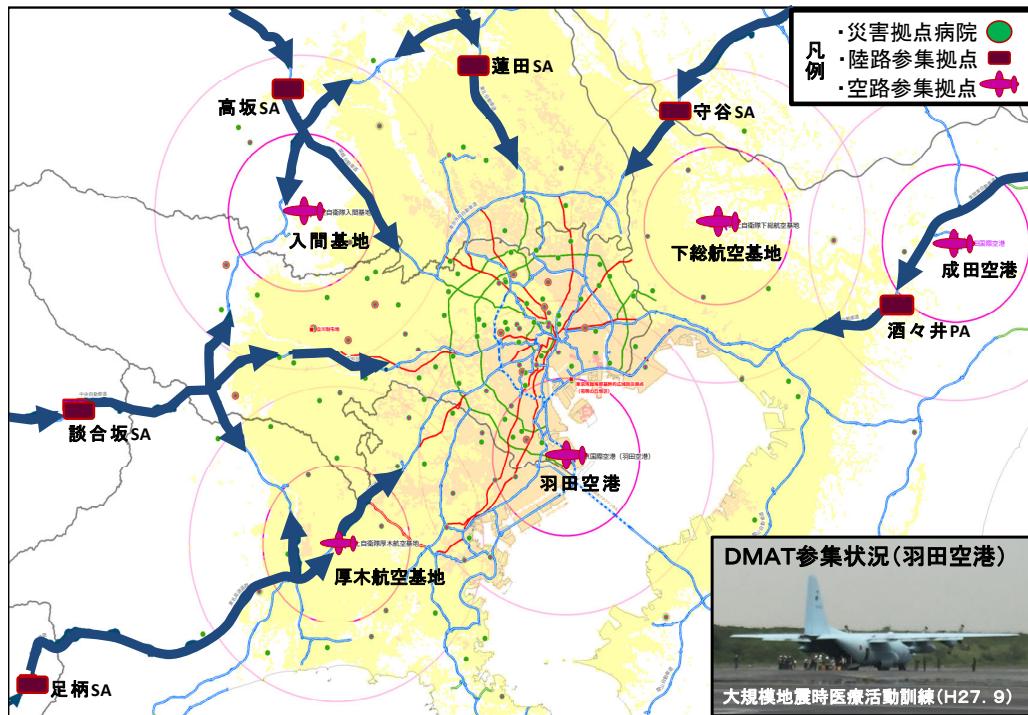


趣旨・概要

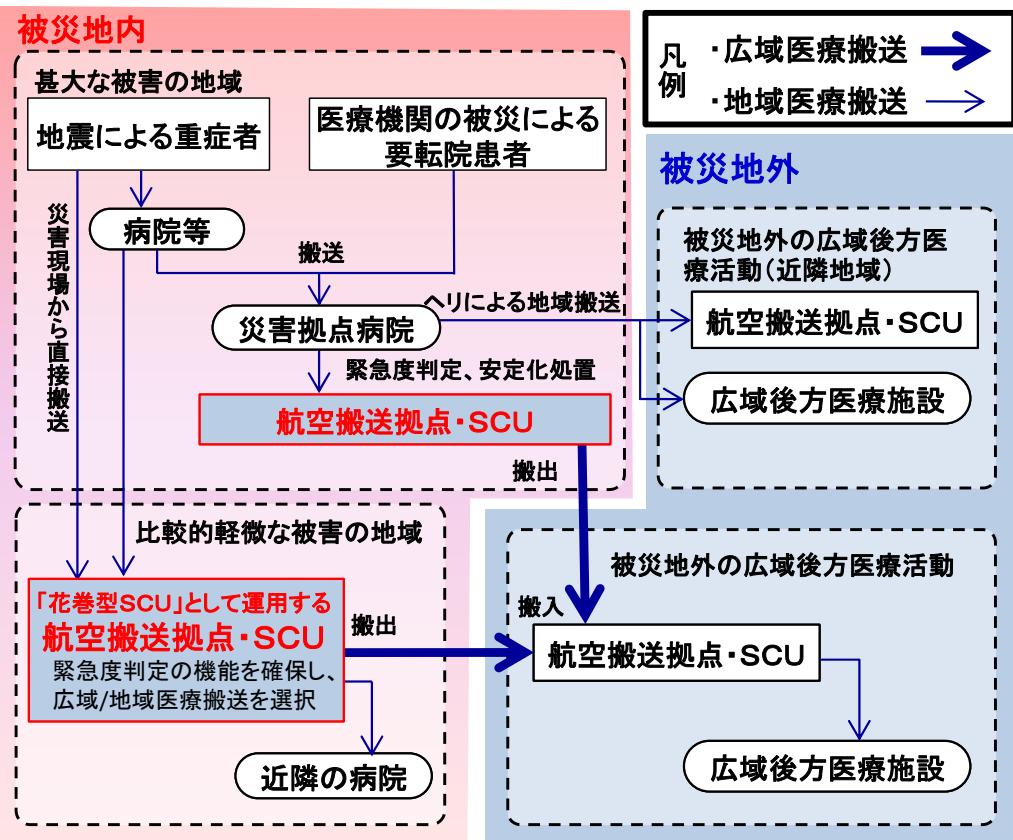
- 首都直下地震では、建物倒壊・火災等による多数の負傷者と医療機関の被災に伴う多数の要転院患者の発生により、医療ニーズが急激に増大
- 一方、被災地である1都3県には、災害拠点病院が164病院（令和4年4月現在 全国765病院の2割超）が存在し、これらの医療資源を最大限活用することが必要
- このため、DMAT等を全国から迅速に参集させ、被災地内において安定化処置などの最低限の対応が可能な体制の確保を図るとともに、被災地内で対応が困難な重症患者を域外へ搬送し、治療する体制を早期に構築

【DMATの参集】

- ・被災地である1都3県に陸路や空路により全国からDMATが参集
- ・高速道路のSA・PAや空港等に参集し、派遣先都県を指示
- ・被災地内の災害拠点病院等で支援活動を実施



【重症患者の医療搬送等の流れ】



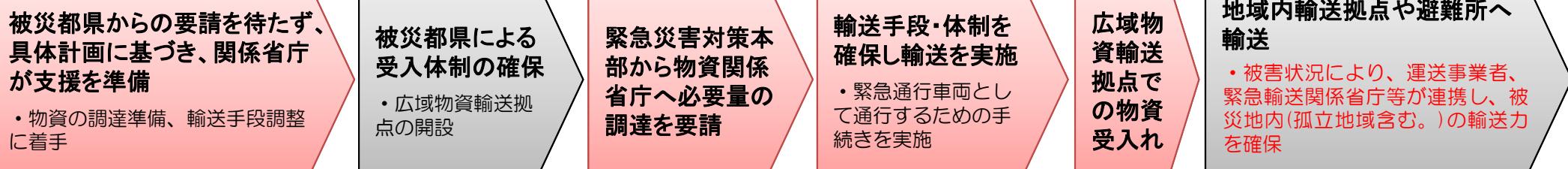
趣旨・概要

- 首都直下地震では、被災地方公共団体及び家庭等で備蓄している物資が数日で枯済する一方、発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難
- 国は、被災都県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達、輸送手段・体制を確保し、**プッシュ型支援**で被災都県に緊急輸送（できる限り早期にフル型（要請対応型）へ切替）

⑤物資調達の考え方



⑥プッシュ型支援の流れ



趣旨・概要

- 首都直下地震により、被災地の製油所・油槽所の出荷機能が毀損する状況にあっても、災害応急対策活動に必要な燃料を確実に確保し迅速かつ円滑に供給する必要。このため、石油業界の系列供給網毎の系列BCPを基本としつつ、『災害時石油供給連携計画』に基づく系列を超えた相互協力をを行う供給体制を構築。また、製油所・油槽所へのアクセス道路の啓開等により燃料輸送網を速やかに確保し、①進出拠点や救助活動拠点等への重点継続供給、②緊対本部の調整による重要施設等への円滑な優先供給を実現
- 重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に確保し迅速かつ円滑に供給する必要。このため、電力事業者やガス事業者の相互協力を構築。また、重要施設への電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給を実現
- 重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な通信を迅速かつ円滑に提供する必要。このため、電気通信事業者との必要な協力体制を構築。また、重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による通信の臨時確保を実現

燃料供給

◎緊対本部設置後、速やかに実施勧告
経済産業大臣による災害時石に
供給連携計画の実施
◎石油業界の系列供給網毎の系列BCPを基本としつつ、系列を超えた燃料供給体制の構築

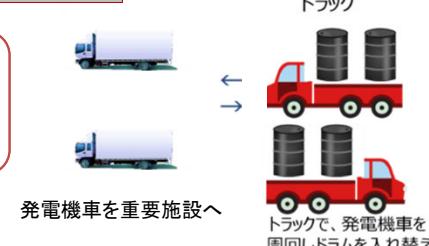


電力・ガスの臨時供給

◎重要施設の業務継続のため臨時供給を実施
(電力・ガス)被災都県からの要請に基づき、必要に応じ速やかに臨時供給

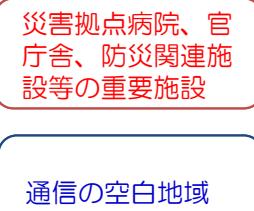
※電源車、移動式ガス発生設備等が不足する場合には、広域的な資機材、人員の融通

臨時供給(電力の例)



通信の臨時確保

◎重要施設の業務継続のため、通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による通信の臨時確保を実施



趣旨・概要

- 首都直下地震により、地震後しばらくして混乱等が収まり、帰宅が可能となる状況になった場合において自宅が遠距離等にある等の理由により徒歩等の手段によっても**帰宅が困難になる人は東京都で約490万人に上ると**されている。
- 帰宅困難者等の一斉帰宅に伴う混乱を回避し、応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため「**むやみに移動を開始しない**」という**一斉帰宅の抑制を徹底**し、帰宅困難者等自身の安全を確保する。

首都直下地震の発生

国・被災地方公共団体による国民への一斉帰宅抑制の呼びかけ

企業等における施設内待機、大規模集客施設や駅等における利用者の安全確保

一時滞在施設の活用

被災地方公共団体等による災害時帰宅支援ステーションの開設

帰宅困難者等への情報提供

一斉帰宅の抑制

- ①国民への協力要請=「一斉帰宅抑制の呼びかけ」
- ②企業等における施設内待機
- ③大規模集客施設や駅等における利用者の安全確保



東日本大震災時の徒步帰宅の様子

一時滞在施設等の活用

- ①被災地方公共団体における自らの施設の一時滞在施設としての提供と事業者や学校に対する一時滞在施設の開設要請
- ②国における自らの施設の一時滞在施設としての提供
- ③被災地方公共団体の災害時帰宅支援ステーションの開設と協定締結事業者に対する開設要請

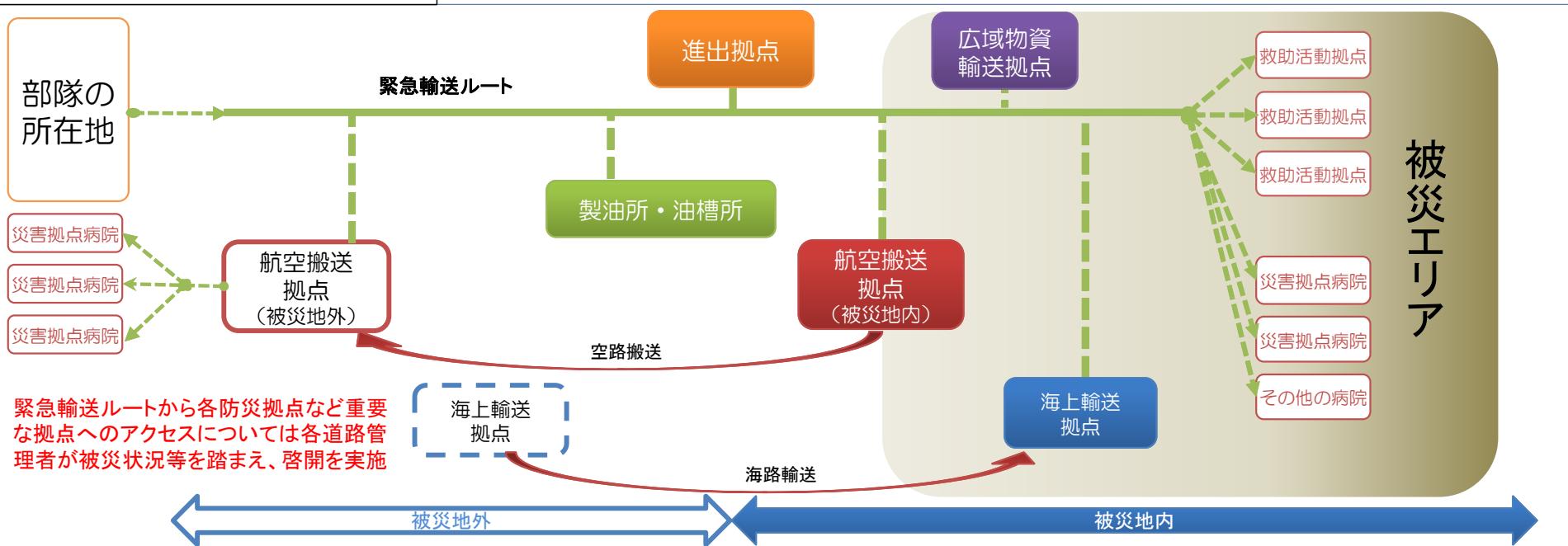
帰宅困難者等への情報提供

一斉帰宅の抑制や一時滞在施設等の活用のため、帰宅困難者等に対して適切な情報提供を実施

防災拠点の分類

- 進出拠点 : 広域応援部隊が被災地に移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力により設定するもの
- 救助活動拠点 : 各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、被災地方公共団体があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの
- 航空搬送拠点 : 広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、ＳＣＵが設置可能なもの
- 広域物資輸送拠点 : 国等から供給される物資を被災都県が受け入れ、各市区町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって、被災都県が設置するもの
- 海上輸送拠点 : 人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの

防災拠点と緊急輸送ルートの関係



国民の皆様には、冷静に対応して、ご自身の安全を確保していただくとともに、円滑かつ迅速な**応急対策活動**のため、次の点についてご協力をお願いします。

平時の備え

- 安否確認手段・避難場所の確認



- 最低3日分(推奨1週間分)の水・食料・携帯トイレ等の生活必需品の備蓄

(日々使う食料等のストックを多めに確保し、使った分を買い足すローリングストック方式の活用)

- ご家庭での地震対策

(家具の固定・感震ブレーカーの設置など)



感震ブレーカー(例)



発災時の対応

- 地震による揺れから身を守る

- 市街地火災からの避難

『避難の際はブレーカーを落として』

- むやみに移動を開始しない
自動車を利用しない

『皆が動けば、皆が動けなくなる』



- 物資・燃料の買いだめ、買い急ぎをしない

- 近所で助け合う

※行政による「公助」だけでなく、「自助」と「共助」が重要。

